

申告フローチャート 申告が必要か確認してみましょう！

スタート！

Q1

令和4年1月～12月の間に収入がある

年金収入がある → Aへ
 給与収入がある → Bへ いいえ → Q2
 その他(営業・農業・不動産等) → Cへ

Q2

家族の税制上の扶養である
 (源泉徴収票等で扶養親族になっている)

はい → ① いいえ → ②

A

年金収入以外に収入がある

はい いいえ

年金以外の所得が
20万円を超える

はい → ③ いいえ → ②

年金は遺族年金・障害年金のみである

はい → ② いいえ

年金は公的年金のみの収入で
400万円以下である

はい → ① いいえ

公的年金の源泉徴収票に記載されている
内容以外の各種控除を追加する

はい → ② いいえ → ①

C

所得金額(収入-経費)が所得税の
所得控除の合計額より大きい

はい → ③ いいえ → ②

B

次のいずれかに該当する
 ・勤務先で年末調整をしていない
 ・2カ所以上で給与がある
 ・給与収入が2,000万円以上

はい → ③ いいえ

給与以外の所得がある

はい いいえ

給与以外の所得が
20万円を超える

はい → ③ いいえ → ②

給与の源泉徴収票に記載されている
内容以外の各種控除を追加する

はい いいえ → ①

源泉徴収票に記載のある
「源泉徴収税額」が0円である

はい → ② いいえ → ③

※①になる場合でも、税証明書をとる予定の方は市・県民税の申告が必要です。
 ※年金収入が400万円を超える場合は確定申告が必要な場合があります
 ※年金収入のみの方で、その年収が400万円以下でも、所得税が戻る場合は確定申告が必要です。

結果

- ①申告の必要はありません
- ②市・県民税の申告が必要です
- ③所得税の確定申告が必要です